

# 契約特定野菜等安定供給事業 業 務 方 法 書

平成 15 年 5 月 15 日群馬県指令蚕園第 428-4 号	令和元年 7 月 29 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
平成 17 年 6 月 9 日群馬県指令蚕園第 436-6 号	令和 2 年 3 月 6 日群馬県指令蚕園第 436-5 号
平成 19 年 8 月 9 日群馬県指令蚕園第 436-4 号	令和 2 年 5 月 28 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
平成 26 年 8 月 28 日群馬県指令蚕園第 436-3 号	令和 2 年 12 月 7 日群馬県指令蚕園第 436-5 号
平成 29 年 3 月 17 日群馬県指令蚕園第 436-3 号	令和 3 年 3 月 30 日群馬県指令蚕園第 436-10 号
平成 30 年 5 月 30 日群馬県指令蚕園第 436-2 号	令和 3 年 5 月 25 日群馬県指令蚕園第 436-2 号
平成 30 年 9 月 7 日群馬県指令蚕園第 436-4 号	令和 4 年 3 月 11 日群馬県指令蚕園第 436-4 号
平成 31 年 3 月 4 日群馬県指令蚕園第 436-8 号	令和 4 年 3 月 25 日群馬県指令蚕園第 436-7 号

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会定款第 4 条の規定に基づき、公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会（以下「協会」という。）が行う契約特定野菜等安定供給事業に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の基本的方針)

第 2 条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

(業 務)

第 3 条 協会は、特定野菜等（契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成 14 年 8 月 2 日付け 14 生産第 3627 号農林水産事務次官依命通知。（以下「契約特定野菜等事業実施要領」という。）第 3 の 2 の (2) に規定するものをいう。以下同じ。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等（契約特定野菜等事業実施要領第 3 の 2 の (1) のアに規定する対象特定野菜等をいう。以下同じ。）の供給に係る契約を締結した共同出荷組織（契約特定野菜等事業実施要領第 3 の 2 の (4) に定めるものをいう。以下同じ。）又は相当規模生産者（契約特定野菜等事業実施要領第 3 の 2 の (5) に定めるものをいう。以下同じ。）を対象として、次の各号に定める業務を行う。

(1) 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等の出荷に関し共同出荷組織との間に委託関係のある対象特定野菜等の生産者（以下この号において「委託特定野菜等生産者」という。）及び相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託特定野菜等生産者に補給金を交付するための補給交付金を、その相当規模生産者に対し補給金を交付すること。

(2) 当該契約（天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象特定野菜等に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する特定野菜等を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合において、その共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）に対し、

その確保に要する費用に充てるための交付金を交付すること。

(補給交付金、補給金及び交付金の区分)

第4条 前条第1号に規定する共同出荷組織に交付する補給交付金は、第7条第1号に規定する価格差補給交付金及び第24条第1号に規定する出荷調整補給交付金とする。

2. 前条第1号に規定する相当規模生産者に交付する補給金は、第7条第1号に規定する価格差補給金及び第24条第1号に規定する出荷調整補給金とする。

3. 前条第2号の交付金は、第30条第1号に規定する数量確保費用交付金とする。

(業務の対象となる契約)

第5条 協会が行う、補給交付金、補給金又は交付金(以下「補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる契約は、契約特定野菜等事業実施要領第3の2の(6)に規定する取引契約(以下単に「取引契約」という。)とする。

(業務区分)

第6条 第3条の業務は、次条第1号に規定する価格差補給交付金等、第24条第1号に規定する出荷調整補給交付金等又は第30条第1号に規定する数量確保費用交付金の区分ごと、対象特定野菜等ごと及び次条第1号、第24条第1号又は第30条第1号に規定する対象出荷期間ごとに区分して行うものとする。

## 第2章 価格差補給交付金等の交付

(用語の定義)

第7条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象出荷期間 共同出荷組織にあつては価格差補給交付金、相当規模生産者にあつては価格差補給金(この章において「価格差補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる対象特定野菜等の出荷期間は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

(2) 業務対象年間 価格差補給交付金等の交付の業務に関し協会が共同出荷組織等との間に締結する契約の対象期間は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げるとおりとする。

(3) 平均取引価額 対象特定野菜等の価格の変動を計るものとして、契約特定野菜等事業実施要領第4の6の(3)のアで規定する指標市場(以下単に「指標市場」という。)における当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の旬別(さといも、たまねぎ及びばれいしょにあつては月別。以下この章において同じ。)の加重平均販売価額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。)をいう。

(4) 保証基準額 対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額がその額を下回った場合に共同出荷組織等に対して価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の保証基準額の欄に掲げるものをいう。

- (5) 最低基準額 対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額がその額を下回った場合にはその額を平均取引価額として、価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の最低基準額の欄に掲げるものをいう。
- (6) 資金造成単価 業務対象年間における価格差補給交付金等の交付に充てるために必要な対象特定野菜等1キログラム当たりの資金として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の「価格差補給交付金等関係」の資金造成単価の欄に掲げるものをいう。

(価格差補給交付金等の交付対象契約)

第8条 協会は、取引契約が卸売市場価格に連動して取引価格を設定するものとして、「契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について」(平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「契約特定野菜等事業推進通知」という。)の記の6に定めるものである場合は、価格差補給交付金等を交付する。

(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第9条 共同出荷組織等は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分(以下この章において単に「業務区分」という。)ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等を受けようとする旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始の日の2ヵ月前の日までに別記様式第1号の申込書により申込みものとする。

2. 前項の規定による申込みに係る交付予約数量は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに取引契約において締結した対象特定野菜等の数量(以下「契約数量」という。)(契約特定野菜等事業推進通知の記の1の(3)で定める基準を満たすものを含む。)を上回ることはできない。

3. 協会は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等及び群馬県知事に通知するものとする。

(交付予約数量の増加)

第10条 第9条第3項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第2号の申込書を提出して、その通知に係る交付予約数量の増加を申込みすることができる。

2. 第9条及び第12条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第9条第1項及び第12条第3項中「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の」とあるのは「交付予約数量の増加をしようとする」と、第12条第2項中「第9条第3項の規定による通知に係る当該句ごとの交付予約数量」とあるのは「第10条第2項において準用する第9条第3項の規定による通知に係る当該句ごとの交付予約数量の増加分」と、同項中「前項の負担金の額」とあるのは「第10条第2項において準用する第9条第3項の規定による通知を受けた共同出荷組織等に係る負担金の増加額」と読み替えるものとする。

(交付予約数量の減少又は解約)

第11条 第9条第3項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、農業保険法(昭和22年法律第185号)第177条に規定する農業経営収入保険(以下「収入保険」という。)の

保険関係成立（成立する見込みを含む）に係り、同時利用の対象外となる場合に当たっては、交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

- 2 前項の申込期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される日の2か月前の日までに申し込むものとする。第9条第3項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第2-1号の申込書を提出して、その通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

（負担金）

第12条 協会は、第9条第3項の規定により共同出荷組織等に通知したときは、当該共同出荷組織等に負担金を負担させるものとする。

2. 前項の負担金の額は、業務区分ごとに、旬ごとの資金造成単価に第9条第3項の規定による通知に係る当該旬ごとの交付予約数量を乗じて得た額の合計額に、3分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において資金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等は、この額から会長（理事長）が群馬県知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。
3. 共同出荷組織等は、負担金の全額をこの価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始の日の前日の10日前の日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。））に当たるときは、その日後最初に到来する休日等以外の日）までに納入するものとする。
4. 協会は、第1項の規定により負担金を負担させるときは、当該共同出荷組織等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。

（負担金の返戻）

第13条 協会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を共同出荷組織等に対し返戻しないものとする。

2. 第7条に定める業務対象年間の終了又は短縮に伴い新たに開始する業務対象年間に係る交付予約数量がその直前の業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等を下回り資金造成額が減じる場合、又は第10条第1項の交付予約数量の減少若しくは解約が成立した場合において、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

（延滞金）

第14条 協会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限までに支払わない場合には、当該納入期限の翌日から納付した日までの日数により年利3.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（負担金の相殺の禁止）

第15条 共同出荷組織等は、協会に納入すべき負担金について相殺をもって協会に対抗することができない。

（価格差補給交付金等を交付する場合）

第16条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第9条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に取引契約により出荷した当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜

等の平均取引価額が、その保証基準額を下回った場合に当該共同出荷組織等に対して行うものとする。

2. 共同出荷組織等は、独立行政法人農畜産業振興機構が旬別に当該旬が前項に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表したものにより、確認するものとする。

(価格差補給交付金等の金額)

第17条 共同出荷組織等に対して交付する価格差補給交付金等の額(以下「価格差補給交付金額」という。)は、業務区分ごとに、旬別の価格差補給交付金等の単価に、旬別出荷数量(共同出荷組織が生産者の委託(生産者から出荷の委託を受けた者及びその者から順次委託を受けた者からの委託を含む。以下同じ。)を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該旬別の価格差補給交付金等の単価に対応する期間に出荷した当該対象特定野菜等の数量をいう。ただし、当該業務区分における旬別出荷数量から第3項に定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を差し引いて得た数量(この条において「旬別交付対象出荷数量」という。)の合計(この条において「交付対象合計出荷数量」という。)が交付予約数量を上回る場合は、旬別交付対象出荷数量を交付対象合計出荷数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

2. 前項の価格差補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均取引価額(平均取引価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額)を差し引いて得た額に10分の9を乗じて得た額とする。

3. 第1項に規定する価格差補給交付金等の交付の対象としない数量とは、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 共同出荷組織にあつては、次のア及びイの数量を合計した数量とする。

ア 共同出荷組織が要領第4の3の(1)の負担金相当額を当該共同出荷組織の直接又は間接の構成員に賦課している場合において、当該構成員以外の構成員が当該共同出荷組織に出荷を委託した対象特定野菜等の数量

イ 委託生産者が共同出荷組織に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業(以下この条において「事業」という。)を利用しない期間における出荷を委託した数量。

(2) 相当規模生産者にあつては、当該相当規模生産者が協会に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量

(相当規模生産者が、特定相当規模生産者であつて、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る)。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第18条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3ヵ月以内に別記様式第3-1号又は別記様式第3-4号の交付申請書により申請しなければならない。

2. 前項の交付申請書には、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額を証明する書類その他協会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(価格差補給交付金等の一部交付等)

第19条 協会は、次の各号に掲げる場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を

交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 共同出荷組織等が故意又は過失により第9条第1項若しくは第10条第1項の申込書又は前条第1項の交付申請書に不実の記載をしたとき。
- (2) 共同出荷組織等が正当な理由なく負担金の納入を怠ったとき。
- (3) 共同出荷組織等が仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 共同出荷組織等がその交付を受けた価格差補給交付金について価格差補給金の交付を怠ったとき。
- (5) 第1号又は第3号に該当する場合のほか、第23条第1項に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、共同出荷組織等が価格差補給交付金等を不正に受給していると協会が判断したとき又は共同出荷組織等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。

(価格差補給金の交付)

第20条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第17条第1項の委託に係る生産者に対して(生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して)、その委託に係る対象特定野菜等の数量を基礎として、価格差補給金として交付しなければならない。

(価格差補給金の交付の報告)

第21条 共同出荷組織は、価格差補給金の交付を終了したときは、遅滞なく別記様式第4号の報告書により、その交付の結果を協会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第22条 協会は、業務区分ごとに価格差補給交付金等の額が、その資金造成単価に当該交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

(報告の徴収、調査の実施等)

第23条 協会は、価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、第9条第1項又は第10条第1項の申込みの条件により、共同出荷組織等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2. 協会は、前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第19条第1号、第3号又は第5号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否等の必要な措置を講じることができる。

### 第3章 出荷調整補給交付金等の交付

(用語の定義)

第24条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象出荷期間 共同出荷組織にあっては出荷調整補給交付金、相当規模生産者に

あつては出荷調整補給金（以下この章において「出荷調整補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象特定野菜等の出荷期間は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。

- (2) 業務対象年間 出荷調整補給交付金等の交付の業務に関し協会が共同出荷組織等との間に締結する契約の対象期間は、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げるとおりとする。
- (3) 平均取引価額 対象特定野菜等の価格の変動を計るものとして、指標市場における当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の日別の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）をいう。
- (4) 発動基準価額 対象特定野菜等の平均取引価額がその額を下回った場合に共同出荷組織等に対して出荷調整補給交付金等が交付されることとなる価額として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の発動基準価額の欄に掲げるものをいう。
- (5) 資金造成単価 業務対象年間における出荷調整補給交付金等の交付に充てるために必要な対象特定野菜等1キログラム当たりの資金として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分（以下この章において「業務区分」という。）ごとに同表の「出荷調整補給交付金等関係」の資金造成単価の欄に掲げるものをいう。ただし、取引契約において旬別に固定された価額が設定されており、かつ、業務区分ごとに定められた当該価額の加重平均価額（この条において「契約価額」という。以下この条において同じ。）が発動基準価額を10分の7で割り戻して得た価額を下回る場合には、業務区分ごとに旬別に当該契約価額に10分の4を乗じて得た額（1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額）とする。

（出荷調整補給交付金等の交付）

第25条 協会は、取引契約を共同出荷組織等が履行するために、旬別の契約数量又は契約数量の出荷計画数量（次条及び第26条において準用する第9条第1項に規定する申込みに当たって提出された計画に記載されたものをいう。）（以下「旬別契約等数量」という。）を上回る数量の対象特定野菜等の生産を行った場合であつて、当該旬別契約等数量を超過した数量の対象特定野菜等の廃棄等（契約特定野菜等事業推進通知の記の10の（1）に定めるものをいう。）による出荷調整を行ったときは、出荷調整補給交付金等を交付する。

（価格差補給交付金等に係る規定の準用）

第26条 出荷調整補給交付金等の交付については、第9条から第15条まで及び第19条から第23条までの規定を準用する。この場合において、第9条第2項中「取引契約において締結した対象特定野菜等の数量」とあるのは「旬別契約等数量に10分の3を乗じて得たもの」と、第19条第4号及び第20条中「価格差補給交付金」とあるのは「出荷調整補

給交付金」と、第19条第4号、第20条及び第21条中「価格差補給金」とあるのは「出荷調整補給金」と、第20条中「第17条第1項の委託に係る」とあるのは「当該共同出荷組織に出荷の委託をした」と読み替えるものとする。

(出荷調整補給交付金等を交付する場合)

第27条 出荷調整補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、前条において準用する第9条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は相当規模生産者が直接に当該対象出荷期間に取引契約により対象特定野菜等を出荷した場合であって、当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額が、その発動基準価額を下回った場合（この条において「発動要件」という。）に、当該旬又は翌旬に出荷調整を行った当該共同出荷組織等に対して行うものとする。

2. 共同出荷組織等は前項の出荷調整を行う前に、発動要件を満たす日から5日以内に、協会に対し当該出荷調整の実施を別記様式第5号によりあらかじめ申し出るものとする。

3. 共同出荷組織等は、独立行政法人農畜産業振興機構が毎日インターネットを通じて公表したものにより、その前日が発動要件を満たす日に該当するか否かを確認するものとする。

(出荷調整補給交付金等の金額)

第28条 対象特定野菜等についての出荷調整補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに資金造成単価に、当該共同出荷組織等が出荷調整を実施した当該対象特定野菜等の数量のうち取引契約により実需者に出荷することを計画していたものに相当する数量（次項において「実需者向け出荷調整相当数量」という。）が第26条において準用する第9条第3項の規定による通知に係る旬別の交付予約数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の合計額とする。

2. 実需者向け出荷調整相当数量は、旬ごとに次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、当該共同出荷組織等が出荷調整を実施した当該対象特定野菜等の数量（以下「出荷調整実績数量」という。）を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を実需者向け出荷調整相当数量とする。

$$(A + B + C) \times D \div (D + E) - B$$

Aは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷した対象特定野菜等の数量

Bは、当該旬に取引契約の実需者に出荷した対象特定野菜等の数量

Cは、当該旬の出荷調整実績数量

Dは、当該旬の旬別契約等数量

Eは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象特定野菜等の数量（第26条において準用する第9条第1項に規定する申込みに当たって協会に提出された計画に記載されたものをいう。）

3. 旬別契約等数量が、共同出荷組織を構成する団体（以下「構成団体」という。）ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、前項に規定する実需者向け出荷調整相当数量及び出荷調整実績数量は当該旬別契約等数量を有し、かつ出荷調整を実施した構成団体の数量とする。

(出荷調整補給交付金等の交付申請)

第29条 共同出荷組織等は、出荷調整補給交付金等の交付を受けようとするときは、対象出荷期間終了の日の次の日から起算して3ヵ月以内に別記様式第3-2号、別記様式第



- 3-4号又は別記様式第3-5号の交付申請書により申請しなければならない。
2. 前項の交付申請書には、対象特定野菜等の出荷数量及び販売価額並びに出荷調整を実施した数量を証明する書類その他協会が必要と認める書類を添付しなければならない。

## 第4章 数量確保費用交付金の交付

(用語の定義)

第30条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象出荷期間 数量確保費用交付金の交付の業務の対象となる対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の出荷期間の区分として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等ごとに、同表の対象出荷期間の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 業務対象年間 数量確保費用交付金の交付の業務に関し協会が共同出荷組織等との間に締結する契約の対象期間として、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分ごとに、同表の業務対象年間の欄に掲げるとおりとする。
- (3) 平均取引価額 対象特定野菜等の価格の変動を計るものとして、指標市場における当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の旬別の加重平均販売価額をいう。
- (4) 指標価額 数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等について、別表の対象特定野菜等の欄に掲げる対象特定野菜等に係る業務区分（以下この章において単に「業務区分」という。）ごとに、同表の指標価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の欄に掲げるものをいう。
- (5) 契約価額 共同出荷組織等ごと及び特定野菜等ごとに取引契約に定める旬を超える期間において固定された価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額をいう。
- (6) 購入限度価額 対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の購入価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）がその価額を上回った場合にはその価額を購入価額として、数量確保費用交付金が交付されることとなる価額として契約価額に2分の3を乗じて得た価額をいう。ただし、共同出荷組織等は、その選択により、契約価額に2分の4、2分の6又は2分の8を乗じて得た価額を購入限度価額とする補給交付金等の交付に関する契約を協会と締結することができるものとする。
- (7) 資金造成単価 業務対象年間における数量確保費用交付金の交付に充てるために必要な対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに旬別に購入限度価額と契約価額の差額に10分の9（第34条第1項第1号の仕向先変更のみを行い、同条同項第2号の他の者からの購入を行わない場合

においては、10分の7)を乗じて得た額(1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額)をいう。

(数量確保費用交付金の交付)

第31条 協会は、共同出荷組織等に対して数量確保費用交付金を交付する。

(価格差補給交付金等に係る規定の準用)

第32条 数量確保費用交付金の交付については、第9条から第15条まで、第19条(第4号を除く。)並びに第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、第9条第2項中「取引契約において締結した対象特定野菜等の数量」とあるのは「旬別契約等数量に10分の5を乗じて得たもの」と読み替えるものとする。

(数量確保費用交付金を交付する場合)

第33条 数量確保費用交付金の交付は、第3条第2号に規定する対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合であって平均取引価額が指標価額を上回った場合に当該旬に取引契約により出荷した当該特定野菜等を対象として当該共同出荷組織等に対して行うものとする。

2. 数量確保費用交付金は、契約特定野菜等事業推進通知の記の13の(1)に規定する場合にあつては同通知の記の13の(2)に規定するところにより群馬県知事の認定を受けたものについて、前項の規定にかかわらず、同通知の記の13の(1)の場合に該当するときは、共同出荷組織等が出荷した特定野菜等を対象として交付することができる。

3. 共同出荷組織等は、独立行政法人農畜産業振興機構が旬別にインターネットを通じて公表したものにより、当該旬の一句前の旬が第1項に規定する場合に該当するか否かを確認するものとする。

4. 共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、前項の公表後一句以内に、第1項に規定する場合に該当する旬の出荷数量を協会に通知するものとする。

(数量確保費用交付金の金額)

第34条 数量確保費用交付金の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに次のとおりとする。

(1) 共同出荷組織等が、旬別契約等数量の対象特定野菜等を供給することが困難な場合において、取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量(第30条において準用する第9条第1項に規定する申込みに当たって協会に提出された計画に記載されたものをいう。)の当該対象特定野菜等を当該旬別契約等数量の不足分を補うために充当したとき(において「仕向先変更」という。)は、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の平均取引価額と契約価額の差額に10分の7を乗じて得た旬別の交付金単価に、旬別の当該不足分への充当見込相当数量として次の算式により算出した数量が第30条において準用する第9条第3項の規定による通知に係る旬別の交付予約数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の合計額とする。

$$A - (A + B) \times C \div (C + D)$$

Aは、当該旬に取引契約の実需者に出荷した対象特定野菜等の数量

Bは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷した対象特定野菜等の数量

Cは、当該旬の旬別契約等数量

Dは、当該旬に取引契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象

特定野菜等の数量（第 32 条において準用する第 9 条第 1 項に規定する申込みに当たって協会に提出された計画に記載されたものをいう。）

- (2) 共同出荷組織等が、取引契約によらないで卸売市場に対象特定野菜等を出荷する予定がないため仕向先変更ができない場合又は仕向先変更を行った上でもなお不足分がある場合であって、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等（国産に限る。）を当該共同出荷組織等が他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額（購入価額が購入限度価額を超える場合にあっては、購入限度価額）と契約価額の差額に 10 分の 9 を乗じて得た旬別の交付金単価に旬別の当該不足分への充当数量が第 32 条において準用する第 9 条第 3 項の規定による通知に係る旬別の交付予約数量のいずれか少ない数量（この数量と前号の交付金単価に乗ずる数量とを合計した数量が当該交付予約数量を上回るときは、当該交付予約数量から前号の交付金単価に乗ずる数量を控除して得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

2. 旬別契約等数量が構成団体ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、前項第 1 号の充当見込相当数量は当該旬別契約等数量を有する構成団体の数量とする。

（数量確保費用交付金の交付申請）

第 35 条 共同出荷組織等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、対象出荷期間終了の日の次の日から起算して 3 ヶ月以内に別記様式第 3 - 3 号又は別記様式第 3 - 5 号の交付申請書により申請しなければならない。

2. ただし、第 33 条第 2 項の規定に基づき数量確保費用交付金を受けようとするときは、更に別記様式第 3 - 6 号を添付して申請しなければならない。
3. 前項の交付申請書には、対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の出荷数量及び販売価額を証明する書類のほか、前条第 2 号に規定するところにより共同出荷組織等が当該特定野菜等を他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額及び購入数量を証明する書類その他協会が必要と認める書類を添付しなければならない。

（資金造成の特例）

第 36 条 対象野菜及び対象出荷期間が共通である出荷調整補給交付金等に係る業務区分及び数量確保費用交付金に係る業務区分について行う資金造成は、共同出荷組織等の申請により、一の業務区分（以下「資金造成業務区分」という。）に係る資金造成を他の業務区分に係る資金造成とみなすことができるものとする。

2. 前項に規定する資金造成業務区分は、同項に規定する申請のあった業務区分のうち第 24 条において準用する第 12 条第 2 項本文又は第 32 条において準用する第 12 条第 2 項（第 10 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する合計額の多い方の業務区分とする。
3. 資金造成業務区分に係る負担金については、資金造成業務区分に係る本業務方法書の規定を適用する。

## 第 5 章 資 金 の 管 理

（資金の区分経理）

第 37 条 この業務の資金に係る経理は、他の業務に係るものと区分して整理するものとする。

（補給交付金等の交付の財源）

第 38 条 協会は、第 2 章、第 3 章又は第 4 章の業務ごとに、各章で定める業務区分ごとに、第 12 条第 1 項（第 26 条及び第 32 条において準用する場合を含む。）の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び県その他の共同出荷組織等以外の者から補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

## 第 6 章 業 務 の 実 施 体 制

（情報の提供）

第 39 条 協会は、契約特定野菜等安定供給事業の適正な実施を図るため、共同出荷組との間に直接又は間接の委託関係にある生産者又は相当規模生産者の同意を得た上で、農業保険法第 175 条に規定される農業経営収入保険事業を行うことができる農業共済組合連合会等への必要な情報の提供に努めるものとする。

## 第 7 章 農 業 経 営 収 入 保 険 事 業 に 係 る 周 知 等

（共同出荷組織等の指導）

第 40 条 協会は、農業保険法第 175 条に規定する農業経営収入保険事業に係る周知等について、次のとおり共同出荷組織等の指導を行うものとする。

- （1）価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結を行う場合には、あらかじめ、共同出荷組織との間に直接又は間接の委託関係にある生産者又は相当規模生産者に対し、農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令 63 号）第 178 条第 1 号に規定する事業を利用する者は、農業保険法第 177 条第 1 項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）が加入申請を行う場合に成立する保険関係の保険期間及び初年の保険関係に引き続いて加入申込を行う場合に成立する保険関係の保険期間を除き、当分の間は、同法第 176 条に規定する農業経営収入保険の保険資格者に該当しないことを周知する。
- （2）農業保険法第 177 条に基づき、農業共済組合連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みのある共同出荷組織との間に直接又は間接の委託関係にある生産者又は相当規模生産者（農業保険法第 177 条第 1 項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）が加入申請を行う場合に成立する保険関係の保険期間及び初年の保険関係に引き続いて加入申込を行う場合に成立する保険関係の保険期間であって、契約特定野菜等安定供給事業において、価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結を行う者を除く。）は、当該共同出荷組織等又は協会に対し、契約特定野菜等安定供給事業を利用しない意思及び期間を書面により、当該利用しない期間が始まる前に申告が適切に行われるよう促す。
- （3）共同出荷組織等は、補給交付金の交付を受け、当該委託生産者に補給金を交付する場合、農業保険法施行規則第 178 条第 1 号に規定する事業に該当するか否か及び当該対象出荷期間（（2）により、委託生産者が契約特定野菜等安定供給事業を利用しない期間がある場合は、対象出荷期間から利用しない期間を除いた期間）について通知するよう促す。

## 第8章 生産出荷の指導等

(経営安定の指導)

第41条 協会は、共同出荷組織等に対して、生産者及び構成員が第3条の対象特定野菜等の園芸施設を(新設)設置した上で対象特定野菜等を生産する場合には、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)への積極的な加入を促すことにより、経営の安定が図られるよう、指導を行うものとする。

### 附 則

1. ～7. 省 略

8. この業務方法書の一部改正は、群馬県知事の承認の日から施行し、適用する。